不利益処分 / 処分基準 個票(美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町砂防法施行細則第 16 条

<処分基準/聴聞・弁明手続>

<処分	基準	上,	徳聞・岩	弁明手続>
基	準	規	定	美郷町砂防法施行細則第 16 条
				■設定 □未設定 ○美郷町砂防法施行細則
				(監督処分)
				第 16 条 町長は、次の各号にいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、
				効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じ、若
				しくは相当の猶予期限を付けて、砂防指定地に存する工作物その他の物件の改
			準	築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損
		基		害を防止するため必要な施設を設置すること、若しくは砂防設備若しくは砂防指
				定地を原状に回復することを命ずることができる。
<i>.</i> ∂П.	分			(1) 第3条第1項、第4条第1項又は第6条第1項の規定に違反した者
<i>7</i> .2				(2) 第3条第2項(第4条第2項又は第6条第2項において準用する場合を含
				む。)の許可に付した条件に違反した者
				(3) 偽りその他不正な手段により、この規則の規定による許可を受けた者
				2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、前項
				に規定する処分をし、若しくは相当の猶予期限を付けて同項に規定する処分をし、
				又は相当の猶予期限を付けて同項に規定する措置を命ずることができる。
				(1) 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
				(2) 砂防設備又は砂防指定地の管理に著しい支障が生じたとき。
				(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
参	考	資	料	
聴聞	引・弁	沖明 =	手続	聴聞
備			考	
設	<u> </u>	È	日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票(美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	原状回復命令等
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町砂防法施行細則第 16 条

<処分基準/聴聞・弁明手続>

〜処万	`	■/ 职	聞・チ	弁明手続 <i>></i> -
基	準	規	定	美郷町砂防法施行細則第 16 条
				■設定 □未設定
			: 準	○美郷町砂防法施行細則
				(監督処分)
				第16条 町長は、次の各号にいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、
				効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じ、若
				しくは相当の猶予期限を付けて、砂防指定地に存する工作物その他の物件の改
				築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損
				害を防止するため必要な施設を設置すること、若しくは砂防設備若しくは砂防指
				定地を原状に回復することを命ずることができる。
bп	\triangle	Ħ		(1) 第3条第1項、第4条第1項又は第6条第1項の規定に違反した者
70	/1	丕		(2) 第3条第2項(第4条第2項又は第6条第2項において準用する場合を含
				む。)の許可に付した条件に違反した者
				(3) 偽りその他不正な手段により、この規則の規定による許可を受けた者
				2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対し、前項
				に規定する処分をし、若しくは相当の猶予期限を付けて同項に規定する処分をし、
				又は相当の猶予期限を付けて同項に規定する措置を命ずることができる。
				(1) 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
				(2) 砂防設備又は砂防指定地の管理に著しい支障が生じたとき。
				(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
参	考	資	料	
聴聞	間・釘	弁明月	-続	
備			考	
設		È	日	平成 27 年 10 月 31 日